

[給付様式1-③]

給付(新制度)

休止の異動願(届)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
下記のとおり願出(届出)いたします。

学校名		立命館アジア太平洋大学		学籍番号		学年	
学部・学科 (課程・研究科)				フリガナ		年 月 日	
奨学生 番号		5 2 0		氏名			

以下、該当する【休止】の種類及び留学時の身分(留学、在学等)を☑で選択。太枠は必須。

記入者	☐【休止(通常の休学)】 ※振込超過がある場合は休止処理ができないため、返戻が必要。	
奨学生	☐病気 ☐一身上 ☐経済事情 ☐その他	
学校	休 学 日 20 年 月 日	

☐【休止(留学)】		
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。	【留学情報】 記入上の注意点	
国 名	※1 振込超過がある場合は休止処理ができないため、返戻が必要。 ※2 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。	
留学時の身分		休学
休学期間※1		20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
国費情報※2 (ある場合のみ)		☐ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ~ 20 年 月
第二種奨学金(短期留学)申請		☐有 ☐無

以下、学校記入欄

振込超過

振込超過	20 年 月 ~ 20 年 月
☐有 ☐無	

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「休止の異動願(届)」を本機構に送付してください。組戻しを依頼した場合は入力せず送付してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 立命館アジア太平洋大学

関係課長※ スチューデント・オフィス課長 岩森 崇

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

連絡事項記入欄

--

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(機構使用欄)

最終振込年月	20 年 月	振込超過	☐有 ☐無	20 年 月 ~ 20 年 月	要返戻金額	円
提出先		郵送の要否		スカラAC入力		(22.4)
異動・補導係		不要		必要		

「休止の異動願(届)」の記入例

記入者	☒ 【休止(通常の休学)】		
奨学生	☐ 病気 ☒ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他		※振込超過がある場合は休止処理ができないため、返戻が必要。
学校	休学日 2021 年 10 月 1 日		

●「休止(通常の休学)」の注意点

- ・異動始期は休学日の翌月(月の初日はその月)。
- 上記例の異動始期は2021年10月。2021年10月2日の場合は2021年11月。

☐ 【休止(留学)】			
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。		【留学情報】 記入上の注意点	
国 名	アメリカ合衆国		
留学時の身分	休学		
休学期間	1. 2021 年 10 月 1 日～ 2022 年 9 月 30 日		
国費情報※1 (ある場合のみ)	☒ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 2021 年 10 月 ～ 2022 年 9 月		
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無		

●休止(留学)の注意点

- ・休学日の翌月(月の初日はその月)
- 上記例の場合は2021年10月。2021年10月2日の場合は2021年11月。
- ・【留学情報】欄は学校でもれなく記入。
- ・海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける場合は、「国費情報」欄の該当する経費に☒を付け、受給期間を記入。

☒ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国 名	アメリカ合衆国
休学	休学
休学期間	1. 2020 年 10 月 1 日～ 2021 年 9 月 30 日
国費情報 (ある場合のみ) ※3	☐ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ～ 20 年 月
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無



☒ 【停止(本人都合)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国 名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☐ 留学 ☒ 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 2021 年 10 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)
国費情報	☒ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 2021 年 10 月 ～ 2022 年 3 月
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無

↑
上記例は、学籍上の身分が「休学」で留学した後、「在学」の身分での留学に切り替わったが、海外留学支援制度(協定派遣)の支給を受けることになった。その場合は、「休止(留学)」の手続き後、「休止からの復活の異動願(届)」及び「停止の異動願(届)」での処理が必要。